

件名	コンビニの敷地内禁煙や三次喫煙防止について
受付日	令和5年12月14日
ご意見・ご提案の概要	<p>岐阜県は、コンビニも敷地内禁煙にするよう要望は出されているのか、教えてほしい。</p> <p>また、岐阜県の三次喫煙防止の現状も教えてほしい。</p>
県の考え方	<p>コンビニは健康増進法上の第2種施設に当たり、屋外の喫煙所の設置について法律上の規制はありませんが、施設利用者等から保健所に通報や相談があった事業所には、望まない受動喫煙を発生させないよう配慮する義務が課されていることの説明等を行っております。</p> <p>三次喫煙については、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についても明らかになっていませんので、今後国等の検討動向を見守ってまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課